

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成22年12月 2日

住所 江別市角山425番地5

氏名 角山開発株式会社 代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成22年12月 2日	許可番号	石環生第3803号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）であるものを除く。ただし、石綿含有産業廃棄物以外のものは、おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）。		
設置場所	江別市美原1515番1		
処理能力	面積 16,075平方メートル 容積 44,733立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		

(石狩振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年9月13日

住所 江別市角山425番地5
氏名 角山開発株式会社
代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成18年9月13日	許可番号	空環生第890-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） ----- 燃え殻，汚泥，廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。），紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），鋳さい，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），ばいじん，産業廃棄物を処分するために処理したもの。以下余白。		
設置場所	赤平市共和町556番9, 10, 11, 17, 18, 19, 132, 184, 186, 235, 236, 260, 261, 262		
処理能力	面積 17,644m ² 、容積 126,000m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年1月30日

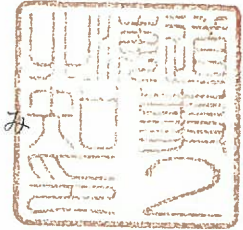
住所 北海道江別市角山425番地5

氏名 角山開発株式会社 代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



許可の年月日	平成27年1月30日	許可番号	空環生第1368-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 燃え殻、汚泥（含水率85%以下に限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等。以下余白。		
設置場所	北海道赤平市共和町556番138, 139, 140, 141, 142, 143, 235, 236		
処理能力	面積 11,500m ² 、容量 126,744m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(空知総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年4月13日

住所 江別市角山425番地5

氏名 角山開発株式会社 代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成23年4月13日	許可番号	石環生第216号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第3号（汚泥の焼却施設） 施行令第7条第5号（廃油の焼却施設） 施行令第7条第8号（廃プラスチック類の焼却施設） 施行令第7条第13号の2（産業廃棄物の焼却施設） 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したものの、特別管理産業廃棄物（廃油（揮発油類、灯油類、軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン。）、汚泥、廃酸、廃アルカリ（以上3種類はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの。）。）		
設置場所	江別市角山69番9、同69番10		
処理能力	施行令第7条第3号 32.02 t / 日 (24時間) 施行令第7条第5号 17.64 t / 日 (24時間) 施行令第7条第8号 25.44 t / 日 (24時間) 施行令第7条第13号の2 42.67 t / 日 (24時間)	1.334 t / 時間 0.764 t / 時間 1.060 t / 時間 1.778 t / 時間	
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	春 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年(2020年)11月13日

住所 北海道江別市角山69番地4
氏名 角山開発株式会社 代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和2年(2020年)11月13日	許可番号	石環生第2870号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	1. 施設の種別 施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 2. 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず		
設置場所	・ 江別市角山425番2 ・ 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円(工事現場及び工事と一体として管理される産業廃棄物の仮置場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	廃プラスチック類 103.60 t/日(8時間)、12.94 t/時間 紙くず 147.90 t/日(8時間)、18.49 t/時間 木くず 249.53 t/日(8時間)、31.19 t/時間 繊維くず 54.40 t/日(8時間)、6.81 t/時間		
許可の条件	1 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書を提出すること。 なお、施設の移動によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2 当該事業が終了した場合は、速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年(2024年)7月2日

住 所 北海道江別市角山69番地4
氏 名 角山開発株式会社 代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和6年(2024年)7月3日	許可番号	石環生第1525号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8号の2(がれき類の破碎施設) がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。		
設置場所	北海道江別市角山169番40		
処理能力	がれき類 1,160t/日(8時間)、145t/時間 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 760t/日(8時間)、95t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和6年(2024年)7月2日許可証交付

(石狩振興局)



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年2月7日

住 所 北海道江別市角山69番地4

氏 名 角山開発株式会社 代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成30年2月7日	許可番号	石環生第4453号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）	1. 施設の種類 施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 2. 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず		
設置場所	江別市角山425番18		
処理能力	廃プラスチック類 53.9t/日（12時間）、4.49t/時間 木くず 60.8t/日（12時間）、5.07t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年7月5日

住所 江別市角山425番地5

氏名 角山開発株式会社 代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はる み



許可の年月日	平成24年7月5日	許可番号	石環生第1427号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 廃プラスチック類、木くず。		
設置場所	江別市角山69番9		
処理能力	廃プラスチック類 50.4t/日（11時間）、4.59t/時間 木くず 68.0t/日（11時間）、6.19t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



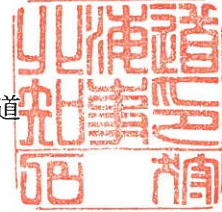
産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 4 年 (2022年) 2 月 1 0 日

住 所 北海道江別市角山 6 9 番地 4
氏 名 角山開発株式会社 代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和4年(2022年)2月14日	許可番号	石環生第3721号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず。 ただし、赤平市の設置場所以外での産業廃棄物の処理は、木くずに限る。		
設置場所	・江別市角山425番2 ・赤平市共和町556番144 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場内又は工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)		
処理能力	廃プラスチック類 43.28t/日(8時間)、5.41t/時間 木くず 155.84t/日(8時間)、19.48t/時間		
許可の条件	1. 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書を提出すること。 なお、施設の移動によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2. 当該事業が終了した場合は、速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	① 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年12月19日

住 所 北海道江別市角山425番地5

氏 名 角山開発株式会社

代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成24年12月19日	許可番号	空環生第2527号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（がれき類の破砕施設） ----- がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。		
設置場所	・北海道赤平市共和町556番144 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）		
処理能力	400t/日（8時間）、50t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成27年6月22日許可証書換（設置場所の変更。）

（空知総合振興局）



産業廃棄物処理施設変更許可証

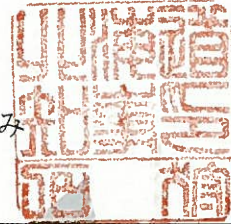
平成28年4月1日

住所 江別市角山425番地5

氏名 角山開発株式会社 代表取締役 寺嶋 忠雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成28年4月1日	許可番号	石環生第5036号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設） がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい。		
設置場所	江別市角山169番39、169番40		
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類 720 t / 日（8時間）、90 t / 時間 ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 488 t / 日（8時間）、61 t / 時間 ・ 鋳さい 936 t / 日（8時間）、117 t / 時間 		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成28年12月5日許可証書換交付。

(石狩振興局)